



杉並区保健福祉計画・介護保険事業計画を改定しました

安心して健やかに生活できる 「健康都市杉並」をめざして



赤ちゃんとのふれあい授業(松ノ木小学校)

区では、15年3月に「杉並区保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、その推進に努めてきました。この間、保健福祉を取り巻く制度や社会環境は大きく変化し、住み慣れた地域で安心して暮らすことへの区民の願いは一層強まっています。これに応え、区民との協働を積極的に推進しながら、より効率的で質の良い保健福祉サービスを提供し、新たな課題に取り組んでいくため、「保健福祉計画・介護保険事業計画」を改定しました。

問い合わせは、「保健福祉計画」(1・2面)は保健福祉部管理課、「介護保険事業計画」(3・4面)は高齢者施策課へ。

杉並区保健福祉計画 (18年度～22年度)

計画の目標を「子どもから高齢者まですべての人が、安心して健やかに生活できる健康都市杉並をめざす」とし、次の五つの基本政策のもとに、五二施策、三五一事業を体系化しました。

I 未来を拓く子どもたちが育つまちをつくる

子どもたちが健やかに成長するためのサービスや環境整備を進めるとともに、安心してゆとりある子育てができるよう、子育てを支援するための取り組みを推進します。

II だれもが安心して健康で暮らせるまちをつくる

だれもが健康でいきいき暮らすことができるよう、心と身体の健康を保つための施策、食や暮らしの安全確保・区民の生命と健康を脅かす健康危機への取り組みを強化します。

III 高齢者が誇りをもって活動し暮らすことのできるまちをつくる

高齢者が地域でいきがいを持って生活し、活躍できるよう、場と機会を確保するとともに、介護が必要な高齢者が適切な介護保険サービスを受けられるよう、サービスの質と量の充実に取り組めます。

IV 障害のある人が自分らしく生きるこころのできるまちをつくる

障害のある人が、地域の中で力を発揮し、自分らしく生き、

地域生活が送れるよう、日常生活の支援や障害に応じた就労支援など、多様な支援の取り組みを推進します。

V 支えあい 共に生きるまちをつくる

地域福祉活動を応援するとともに、成年後見制度の利用支援、権利擁護などの利用者保護施策を強化します。また、新たな福祉交通システムづくりや生活困窮者の自立支援などに取り組みます。

特に優先性・緊急性の高い課題については、「重点推進プラン」として位置づけ、重点的に取り組みます(2面参照)。

区民意見の提出手続きの実施状況

計画の改定にあたり、「広報すぎなみ」17年10月1日号で改定の素案を公表しました。区民意見の提出手続きに基づき、五三件(のべ三四項目)のご意見をいただき、これらを参考に計画を修正し、改定しました。いただいた主なご意見の概要と区の考え方は、2面に掲載しています。

改定後の計画の全文と、いただいたご意見の概要、それに対する区の考え方は、区ホームページのほか、次の場所でご覧できます。


【閲覧場所】

保健福祉部管理課(区役所東棟三階)、高齢者施策課(東棟一階)、区政資料室(西棟二階)、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館

保健福祉計画

「重点推進プラン」の主な事業

1面に記載した基本政策のもとに保健福祉事業を推進していきますが、特に優先性・緊急性の高い課題については9項目の「重点推進プラン」として、重点的・戦略的に取り組みます。主な事業と計画内容を、下表に示しました。

テーマ	主要事業	計画内容(18年度~22年度)	テーマ	主要事業	計画内容(18年度~22年度)
1 地域で安心して子育てができる環境づくりを進めます	(仮称)子育て応援券の導入	18年度 制度創設 19年度 実施	6 認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます	ものわすれ相談	早期の対応指導や医療機関案内を充実
	ひととき保育の拡充	18年度 4所開設 19~21年度 5所開設		徘徊(はいかい)高齢者情報センターの設置	介護保険事業所に委託して設置(18年度)
	子ども家庭支援センターの機能強化	18年4月移転、サービス調整機能の強化と、子育て相談サロンの開設などによる相談機能の強化		高齢者虐待110番	高齢者虐待の対応支援体制を充実(18年度)
2 待機児を解消し、保育ニーズの多様化に向けたサービスを拡大します	保育園の整備と定員の拡大	区立保育園19年度以降改築4園 私立保育園18年度以降改築3園	7 障害者の自立生活支援を推進します	相談援助体制の充実	自立支援センターを1所整備(18年度)、地域相談支援事業者の参入を促し、順次充実に図る
	乳児保育の充実	区立保育園18年度1園 20年度以降2園		24時間安心サポート事業の実施	送迎も含めた緊急ショートステイ、ヘルパーの緊急派遣を開始(18年度から)
	利用者負担の軽減等	認証保育所・グループ保育室の利用者に対する負担軽減制度を導入(18年度から)		外出支援の拡充	ガイドヘルパーの派遣、旅行会社・レンタカー情報の提供、移送のサービス
3 総合的な生活習慣病の予防対策を推進します	生活習慣病予防の普及・啓発の充実	ITなどを活用し、生活習慣改善情報を発信	8 障害者の就労支援の充実に取り組みます	企業開拓の充実	障害者雇用開拓専門員を1名新設(18年度から)
	ヘルシーメニュー推奨店の推進	外食に頼る区民の食生活改善に向けた環境整備を充実。健康情報発信機能の強化		就労定着支援の強化	ジョブコーチを1名増員する(18年度)とともに、定着支援アドバイザーを充実
	分煙化の推進	分煙プレートを掲示するたばこ対策実施施設・店を拡充		特例子会社の誘致	1社を誘致し(18年度)障害者30名(うち重度10名)程度の雇用を図る
4 高齢になっても「生涯現役」で活躍する地域社会を目指し、応援します	ゆうゆう館での協働事業の推進	「ふれあい交流」「健康づくり」「いきがい学び」の事業を、NPO等との協働で実施	9 権利擁護の仕組みを整備し、推進します	成年後見センターの設立	開設(18年度)、相談業務・利用支援・法人後見等の受任などを行う
	高齢者就業機会創出支援事業	就業に関して専門知識を有するNPO等との協働により、労働意欲の高い区民の就業や起業を支援		地域福祉権利擁護事業の支援・活用	成年後見センター・地域包括支援センターと連携し、利用者の拡大、成年後見制度への円滑な移行を図る
	地域で活動する人材の育成	「すぎなみ地域大学」の活用などにより、子ども・子育てや救命救急など、多様な分野での活動のきっかけ作りを行う		地域における権利擁護相談体制の充実	地域包括支援センターで、権利擁護相談を実施(18年度から)、障害者についても検討会を設置
5 地域に密着した介護保険サービスを展開します	都市型多機能拠点の整備	新規20所			
	地域包括支援センターの整備	20所			
	若返るぞ!筋力アップ応援教室	高齢者向けの機器を用いた運動プログラムを実施			

いただいた主なご意見とそれに対する区の考え方(一部のみ掲載)

項目	意見の概要	区の考え方
病児保育	現在、病後児保育は実施されていて拡充の計画があるようだが、病児でも仕事が休めない場合に預かる病児保育機関を作ってほしい。	病後児保育の拡充に合わせて課題を整理し、実施に向けて検討していきます。
うつ病対策	うつ病対策が具体的でない。みんなが正しい知識を持つ必要がある。そううつ病も、その対応について知らないと周囲は大変である。	うつ病の具体的対策への教室や広報などの啓発、早期発見の方策の検討・実施、相談体制の強化、また自殺予防については、教育や労働分野とも連携を図るなど検討していきます。また、家族を対象とした講座や語らいの場を設けるなど支援を充実します。
障害者の移動介護	急な利用が必要な時の移動介護の手続き方法が簡単であることが求められる。	18年度から実施する障害者自立支援法では、地域生活支援事業に位置づけられ、区の事業となります。できるだけ使いやすく充実したサービスを行っていきます。
障害者の一人暮らしの支援	アパートでのひとり暮らしを支える体制づくり(健康や金銭運営、近隣交流など)が大事である。	18年度から実施する障害者自立支援法では、福祉ホーム事業(住居提供)、居住サポート事業(住居情報提供)などでバックアップします。
介護保険サービスの質の向上・事業者支援	医療機関、介護保険事業者団体、区と連携協働した連絡会などで「介護ノート」「ケアマネタイム」「ものわすれ相談医リスト」などの福祉医療連携強化に取り組んでいくことを明記してほしい。	「Ⅲ 3 介護が必要になっても安心して暮らしていけるために」の「2.介護保険サービスの質の向上・事業者支援」の「(5)医療福祉の連携強化への支援」の中に記載しました。

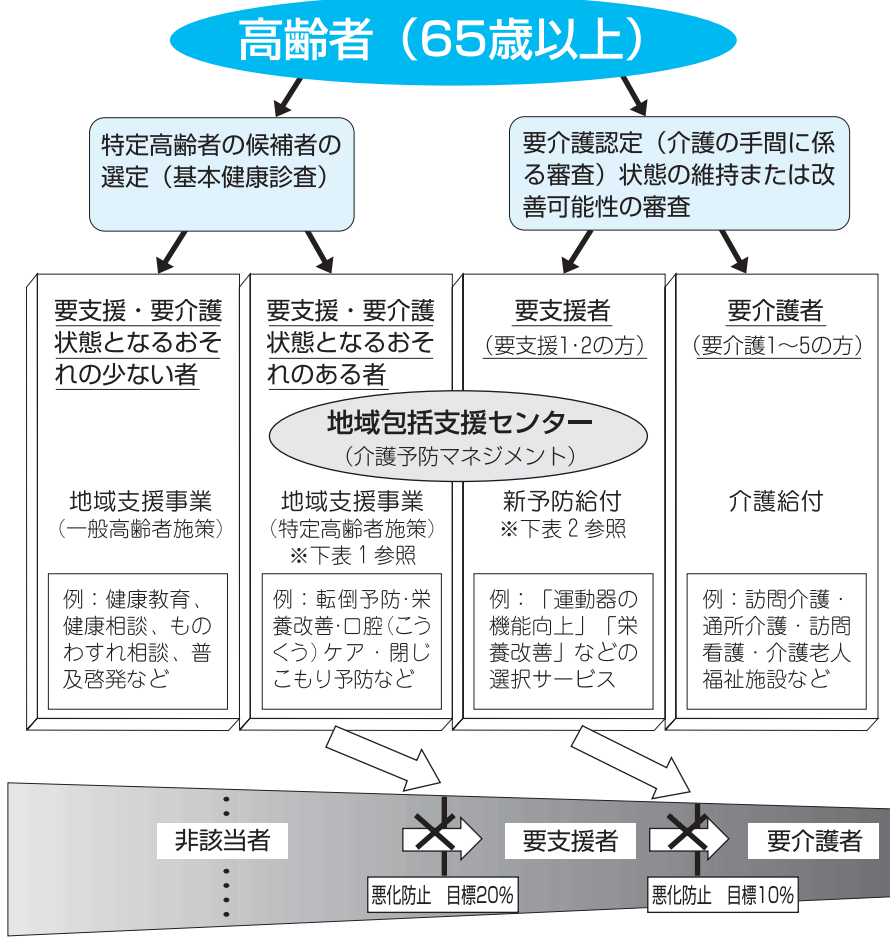
保健福祉計画の改定にあたり、いただいた主なご意見とそれに対する区の考え方は、左表のとおりです。たくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。

「ご意見ありがとうございました」

杉並区介護保険事業計画

第3期(18年度)～20年度)

1. 「いきいき元気に85歳」を合言葉に介護予防を推進します



今回の計画は、次の基本理念のもと、平成26年度
の目標を設定し、それを実現するための中間段階と
なる18年度から20年度の三年間を計画期間として策
定しました。
内容は、新予防給付の創設や地域包括支援センタ
ーの設置など、介護保険法の大規模な改正を反映し、
介護予防を重視した計画となりました。
また、「杉並らしさ」を生かした持続可能な介護
保険事業を行うために、次の三つを重点事業として
実施します。

基本理念は

「高齢者の自立支援」
生活機能の低下防
止、維持・向上に力
を入れ、介護や支
援を要する状態に
なることや寝たき
りなどの重度化を
予防します。
たとえ介護や支
援を要する状態に
なっても、高齢者
自身の希望が尊
重され、自立した
生活を送れるよう
な支援をしていき
ます。

2. 住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、包括的・継続的な支援を地域で確立します

●日常生活圏域の設定

7地域20地区の2層制

●地域包括支援センター(ケア24)の設置

在宅介護支援センター(ケア24)を発展的に廃止し、新たに地域の中核的機能を担う拠点として、地域包括支援センターを設置します。愛称「ケア24」は、引き続き継承します。

- ・区内に20カ所設置(下表3参照)。
- ・社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師または経験のある看護師を配置。

●地域支援事業(包括的支援事業等)の実施

「介護予防マネジメント」、「総合相談・支援事業」、「虐待防止・権利擁護事業」、「地域包括ケア事業」の実施。また、家族介護者を支援する事業などを実施。

3. 高齢者の尊厳を支える基盤をつくります

●相談窓口の充実

認知症予防および早期発見のための「ものわすれ相談」や「ものわすれ相談医(杉並区医師会)」、地域包括支援センターでの「総合相談」など

●認知症高齢者の施策

徘徊(はいかい)高齢者探索システムの充実や徘徊高齢者情報センターの設置など

●高齢者虐待への対応

高齢者虐待を発見した場合の通報窓口「高齢者虐待110番」の設置、地域包括支援センターでの高齢者虐待相談の実施、緊急一時保護の居室確保など

●医療等との連携

「介護ノート」の利用促進や「ケアマネタイム」の実施

●地域密着型サービスの基盤整備

新たな居宅サービス「小規模多機能型居宅介護」と認知症高齢者グループホームなど居住系サービスを併設した施設を「都市型多機能拠点」と位置付けて、地域ごとに整備。

●多様な住まいの普及啓発

公営住宅の確保、住宅改造への援助、民間賃貸住宅への居住支援など

表1 地域支援事業(特定高齢者施策)

65歳以上の方の20人に1人は「要介護等の状態になるリスクあり」といわれています。区民健康診査(年1回無料)の機会に「生活機能チェック」を行いリスクを発見し、地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランに基づき、区の介護予防事業などを利用します。

主な事業	内容
若返るぞ!筋力アップ応援教室(計28回)	高齢者用に開発された筋力トレーニング機器を使い、筋力アップを図ります。
転倒予防教室(計12回) 転倒ミニ予防教室(4回)	転倒予防のための運動を行いながら、介護予防の知識や理解を深めます。
栄養改善教室	「食べること」の講義と低栄養改善のための調理実習や情報提供をします。
リフレッシュ!リハビリ教室(週1回6カ月間)	最近、元気が出ないと感じている方に、運動や作業、調理、パソコンなどを通して、活力を取り戻すお手伝いをします。

表2 新予防給付の内容

今回新たに設けられた認定区分の要支援1、2の方が対象です。その状態が悪化しないよう状態の維持・改善を目指したサービスが提供されます。

ポイント	内容
新たなサービスの導入	運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上などの新しいプログラムを導入し、通所介護などの既存サービスの一環として実施します。(注1)
既存サービスの見直し	生活機能の維持・向上の観点から、訪問介護などの既存サービスの内容、提供方法、提供期間などを見直して実施します。(注2)

(注1)個々の利用者の状態や希望に応じて介護予防ケアプランに基づき提供されるもので、一律に筋力向上トレーニングなどが強制されるものではありません。
(注2)新予防給付の訪問介護については、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いなどのサービスが利用できない場合に、適切な介護予防マネジメントに基づき提供します。

表3 地域包括支援センター一覧(開設は4月1日から)

名称	電話	住所
ケア24上井草	3396 0024	上井草3 33 10
ケア24下井草	5303 5341	下井草2 44 4
ケア24善福寺	5311 1024	西荻北3 41 14
ケア24上荻	5303 6851	上荻3 16 6
ケア24西荻	3333 4668	西荻南4 2 7
ケア24清水	5303 5823	清水2 15 24
ケア24荻窪	3391 0888	荻窪5 20 1
ケア24南荻窪	5336 3724	南荻窪1 42 13
ケア24阿佐谷	3339 1588	阿佐谷北1 3 12
ケア24成田	5307 3822	成田西3 7 4
ケア24松ノ木	3318 8530	松ノ木3 3 4
ケア24高円寺	5305 6151	高円寺南4 27 10
ケア24梅里	5929 1924	堀ノ内3 49 7
ケア24和田	3380 0024	和田1 40 15
ケア24久我山	5346 3348	久我山3 47 16
ケア24高井戸	3334 2495	高井戸西1 12 1
ケア24浜田山	5357 4944	浜田山1 36 3
ケア24堀ノ内	5305 7328	堀ノ内1 6 6
ケア24永福	5355 5124	永福1 39 10
ケア24方南	5355 6100	和泉1 19 13

介護保険事業計画期間における各推計と保険料

介護保険事業に要する費用と財源構成

介護保険に要する費用はイラストの通りです。第2期と比べて第3期では、介護サービス量が拡大していることや、新たに介護予防事業を盛り込んだことなど

から費用の輪が大きくなり、それぞれの負担額は増えています。また、第3期では介護給付費準備基金が大幅に減少し、1号保険料軽減のための充当ができないなどの状況もあるため1号保険料基準月額額は3000円から4200円になります。

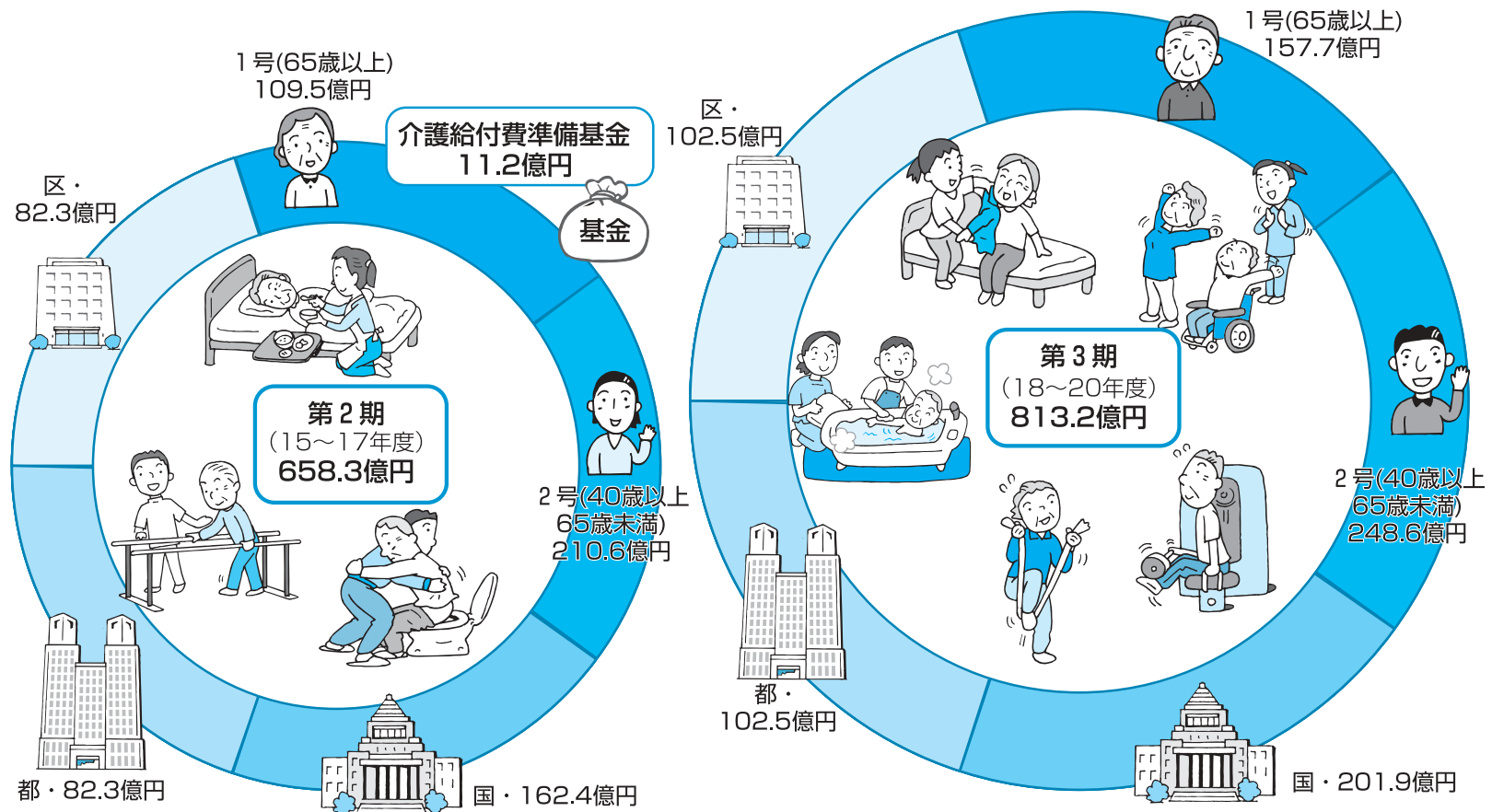


表4 人口および要介護等認定者推計(人)

区分	18年度	19年度	20年度
総人口	52万9320	53万73	53万232
第1号被保険者	9万7029	9万9128	10万1052
高齢化率(%)	18.3	18.7	19.1
要介護等認定者	1万7929	1万8522	1万9179
65歳以上人口比(%)	18.5	18.7	19.0
施設サービス利用者	2514	2584	2594
居宅サービス対象者	1万5415	1万5938	1万6585

表5 地域密着型サービス

種類	内容
夜間対応型訪問介護(新規サービス)	夜間に定期巡回または通報によりヘルパーが訪問
小規模多機能型居宅介護(新規サービス)	通い、訪問、泊まりなどのサービスを一体的・複合的に提供
認知症対応型通所介護	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス(日帰り介護)
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者のためのグループホーム(介護付き共同住宅)
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29名以下の要介護高齢者専用の有料老人ホームなど

第3期(18年度~20年度)の介護保険事業費は、約八三億円と見込んでいます(表6)。今回の保険料設定にあたっては、被保険者の負担能力に合わせた細かい段階数および保険料率

第一号被保険者の保険料

第3期(18年度~20年度)の介護保険事業費は、約八三億円と見込んでいます(表6)。今回の保険料設定にあたっては、被保険者の負担能力に合わせた細かい段階数および保険料率

第3期(18年度~20年度)の介護保険事業費は、約八三億円と見込んでいます(表6)。今回の保険料設定にあたっては、被保険者の負担能力に合わせた細かい段階数および保険料率

第3期(18年度~20年度)の介護保険事業費は、約八三億円と見込んでいます(表6)。今回の保険料設定にあたっては、被保険者の負担能力に合わせた細かい段階数および保険料率

第3期(18年度~20年度)の介護保険事業費は、約八三億円と見込んでいます(表6)。今回の保険料設定にあたっては、被保険者の負担能力に合わせた細かい段階数および保険料率

表6 第3期(18年度~20年度)の介護保険事業費の見込み(百万円)

区分	サービス等総費用	地域支援事業	計
18年度	25,094	500	25,594
19年度	26,519	609	27,128
20年度	27,770	832	28,602
計	79,383	1,941	81,324

①訪問系サービス
多様な事業主体の参入により、今後も必要なサービス量が確保されると推計しています。

②通所系サービス
事業者に対して制度改正などの適切な情報提供・相談援助を行い、18年度以降も必要なサービス量が確保できるよう努めていきます。

③短期入所生活介護・短期入所療養介護
既存のサービスと、新たに導入される地域密着型サービスの一つである小規模多機能型居宅介護を計画的に整備することによって、サービス量を充たすよう努めていきます。

④施設サービス
杉並区実施計画および東京都

①訪問系サービス
多様な事業主体の参入により、今後も必要なサービス量が確保されると推計しています。

②通所系サービス
事業者に対して制度改正などの適切な情報提供・相談援助を行い、18年度以降も必要なサービス量が確保できるよう努めていきます。

③短期入所生活介護・短期入所療養介護
既存のサービスと、新たに導入される地域密着型サービスの一つである小規模多機能型居宅介護を計画的に整備することによって、サービス量を充たすよう努めていきます。

④施設サービス
杉並区実施計画および東京都

①訪問系サービス
多様な事業主体の参入により、今後も必要なサービス量が確保されると推計しています。

②通所系サービス
事業者に対して制度改正などの適切な情報提供・相談援助を行い、18年度以降も必要なサービス量が確保できるよう努めていきます。

③短期入所生活介護・短期入所療養介護
既存のサービスと、新たに導入される地域密着型サービスの一つである小規模多機能型居宅介護を計画的に整備することによって、サービス量を充たすよう努めていきます。

④施設サービス
杉並区実施計画および東京都

表7 新しい介護保険料

段階	対象者	年額保険料(月額)
第1段階 基準年額×0.4	生活保護受給の方または世帯全員が区民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方	2万160円(1680円)
第2段階 基準年額×0.5	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2万5200円(2100円)
第3段階 基準年額×0.75	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	3万7800円(3150円)
第4段階 基準年額	本人が区民税非課税で、他の世帯員が区民税課税の方	5万400円(4200円)
第5段階 基準年額×1.25	本人が区民税課税の方(合計所得金額200万円未満)	6万3000円(5250円)
第6段階 基準年額×1.5	本人が区民税課税の方(合計所得金額200万円以上500万円未満)	7万5600円(6300円)
第7段階 基準年額×1.75	本人が区民税課税の方(合計所得金額500万円以上)	8万8200円(7350円)